

パブリックコメント募集結果（要旨）

「鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）」について、市民の皆様からご意見を募集しました結果、3名から6件のご意見が寄せられました。寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方は下記のとおりです。

案件	鈴鹿市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（案）			
募集期間	平成28年9月30日～平成28年10月30日			
意見の件数	6件			
意見の取扱い	①	修正	案を修正するもの	0項目
	②	既記載	既に案に反映しているもの	2項目
	③	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	0項目
	④	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	4項目

1 全体的な意見について

ご意見の概要	回答
<p>早く防犯カメラを設置して、犯罪の抑止に努めて頂きたいです。</p> <p>個人で防犯カメラの設置は難しいです。</p> <p>市や自治会で設置してもらえたら、町に犯罪者が入ってくることを防ぎ、もっと安心して暮らせるようになると思います。</p> <p>今回の条例（案）には、画像データの取扱い等、適切に運用することとなっているので、より早く条例を制定して頂き、運用開始を望みます。</p>	<p>取扱い④</p> <p>条例の施行については、早期に施行できるよう、進めてまいります。</p> <p>防犯カメラの設置及び運用にあたっては、本条例を遵守して、適切に実施してまいります。</p>
<p>今は送り迎えしてますが、妹が三日市駅から自転車に乗った男に追いかけられ、とても怖い思いをしました。</p> <p>この条例が犯罪防止のためになるなら、一刻も早く進めてください。</p>	
<p>市の防犯カメラの設置について</p> <p>この条例案では、市や自治会などが防犯カメラを設置する場合の届出などについて決められるようですが、実際のところ、自治会において自治会負担で防犯カメラを設置することは難しいと思います。（自治会の会計では、住民の防犯灯の設置要望に対応するのが精一杯です。）</p> <p>ですから、やはり防犯カメラは、市などの公共機関で設置していただくのが現実的です。市において駅前や公園などに計画的に設置いただくよう希望します。</p>	<p>取扱い④</p> <p>防犯カメラの設置については、鈴鹿警察署等の関係機関と協議して進めていく予定でございます。</p>

2 基本原則について

ご意見の概要	回答
<p>設置にあたっての住民合意について</p> <p>防犯カメラを市が設置する場合は、関係する自治会役員などへ事前説明を行っていただき、設置後に苦情などが発生しないようにしてください。</p>	<p>取扱い④</p> <p>届出義務のある設置者に対しては、地元自治会等に事前に協議を行い、苦情等がないように対応するよう求めてまいります。</p>

3 管理責任者の設置等及び画像データの適正な取扱いについて

ご意見の概要	回答
<p>管理責任者等の設置</p> <p>防犯カメラに撮影された市民の個人情報保護のためにも、管理責任者などの責務を明確にして、杜撰な管理や不注意などで、撮影された画像が漏出しない対策を取っていただくよう希望します。</p>	<p>取扱い②</p> <p>本条例については、設置者等の義務や画像データの適正な取扱いを規定しています。</p>

4 防犯カメラの表示について

ご意見の概要	回答
<p>「防犯カメラ作動中」の表示</p> <p>防犯カメラの最も大きな効果は、犯罪の未然防止であると思います。このことから、防犯カメラの設置個所には、「防犯カメラ作動中」といった看板を設置していただけたらと思います。</p>	<p>取扱い②</p> <p>設置者は防犯カメラにより撮影する区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示しなければならないことを規定しています。</p>

以上